

国立大学法人佐賀大学意向調査管理委員会要項

(平成27年3月4日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人佐賀大学学長選考規則（平成17年4月7日制定。以下「規則」という。）第7条第2項に規定する意向調査管理委員会（以下「管理委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(意向調査)

第2 意向調査は、学長候補適任者について単記無記名投票により行う。この場合において、意向調査の当日自ら投票することができない者は、不在者投票を行うことができる。

(意向調査管理委員会)

第3 規則第7条第2項に規定する意向調査管理委員会は、各学部（理工学部を除く。）、工学系研究科及び事務局（以下第5において「各学部等」という。）から選出された各3人の委員をもって組織する。

2 委員が、規則第6条第2項の学長候補適任者となったときは、委員の資格を失うものとする。この場合、当該委員を選出した学部（理工学部を除く。）、工学系研究科又は事務局から後任の委員を補充しなければならない。

3 規則第5条第1項に規定する推薦者は、委員になることができない。

(委員長)

第4 管理委員会に、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5 管理委員会は、各学部等の委員各1人が出席し、かつ、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(業務)

第6 管理委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 意向調査の告示に関すること。

(2) 意向調査の学長選考会議への報告及び公表に関すること。

(3) 学長候補適任者に関する略歴、所信及び推薦理由等を記載した学長選考広報の作成並びに配布すること。

(4) 意向調査投票資格者名簿の作成に関すること。

(5) 投票用紙及び入場券の作成及び配布に関すること。

(6) 不在者投票の実施に関すること。

(7) 開票及び投票の効力の判定に関すること。

(8) その他意向調査の事務に関すること。

2 管理委員会は、前項第5号及び第6号の業務の一部を委員長又は管理委員会が指定す

る委員に委任することができる。

3 管理委員会の事務は、総務部総務課において行う。

(意向調査の告示)

第7 第6第1項第1号の規定に基づく告示は、意向調査の投票日の14日前までに行うものとし、併せて第8に規定する意向調査投票資格者に通知する。

2 管理委員会は、次に掲げる事項を通知するとともに、第3号及び第4号に掲げる事項を除き告示する。

(1) 意向調査の投票日時、場所及び方法

(2) 学長候補適任者の氏名及び所属

(3) 学長候補適任者の所信表明書

(4) 学長候補適任者の略歴等を投票資格者の閲覧に供する場所及び日時

(意向調査投票資格者)

第8 意向調査投票資格者は、告示日の前日に本学に在職する別表に定める職員とする。

2 前項の規定にかかわらず、告示日の前日において次に該当する者は、投票資格を有しない。

(1) 休職中の者

(2) 停職中の者

(3) 休業中の者（部分休業中の者を除く。）

3 前項の場合のほか、意向調査の投票日の前日までに退職する者は、投票資格を有しない。

(意向調査投票資格者名簿の縦覧)

第9 管理委員会は、意向調査投票資格者名簿を作成し、意向調査の告示の日から投票日の前日まで所定の場所に備え置き、意向調査投票資格者の縦覧に供するものとする。

(学長候補適任者の略歴等の閲覧)

第10 管理委員会は、学長候補適任者の略歴その他必要な事項が記載された書面を所定の場所に備え置き、意向調査投票資格者の閲覧に供するものとする。

(入場券の交付及び提出)

第11 管理委員会は、意向調査の5日前までに意向調査投票資格者に投票入場券（様式第1号）を交付するものとする。

2 管理委員会は、意向調査投票資格者が投票入場券を紛失し、申し出たときは、ネームプレート、健康保険証等により本人確認の上、再交付することができる。

3 意向調査投票資格者は、前2項の投票入場券を意向調査の当日投票所に持参し、受付に提出しなければならない。

(投票及び投票用紙)

第12 意向調査投票資格者は、投票所において交付する投票用紙（様式第2号）により投票するものとする。

(投票箱の閉鎖)

第13 管理委員会は、投票時間が終了したときは、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票することができない。

(不在者投票)

第14 第2に規定する不在者投票は、次に掲げる事由に該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 出張のため、勤務場所を離れ、当日投票することができないとき。

(2) 学長の許可を受け、勤務場所を離れて研修を行うため、当日投票することができないとき。

(3) 講義（講義の準備を含む。）、会議、診療（診療に付帯する業務を含む。）及び兼業（あらかじめ学長の許可を得たものに限る。）により当日投票することができないとき又は当日に休暇を取得し、若しくは職務専念義務が免除されたとき。

2 前項の規定に該当し、不在者投票を行う者は、あらかじめ不在者投票申出書（様式第3号）を管理委員会に提出の上、承認を得るものとする。

3 前項の不在者投票申出書の提出については、持参又は郵送のほか、電子メールによることができる。

4 前2項の規定により不在者投票の承認を得た者は、投票所において交付する投票用紙により投票するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、不在者投票の期間において、第1項の理由により投票できない意向調査投票資格者については、投票用紙を郵送で管理委員会に提出することにより投票をすることができる。

6 前項の規定により郵送で投票用紙を提出する者については、投票用紙に必要事項を記載し、これを不在者投票用内封筒（様式第3号の2）に入れて封をし、さらに、表に本人が署名をした不在者投票用外封筒（様式第3号の2）に不在者投票用内封筒を入れて封をし、投票するものとする。

7 不在者投票において指定された投票所以外で投票を希望する者は、あらかじめ不在者投票投票所変更申出書（様式第3号の3）を管理委員会に提出し、投票所の変更を申し出ることができる。

8 管理委員会は、意向調査投票資格者の名簿に不在者投票の旨を明記する。

(開票)

第15 開票は、管理委員会が行い、非公開とする。

2 前項の開票は、投票終了後直ちに行わなければならない。

(投票の効力)

第16 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 所定の記載方法によらないもの

(3) 記載内容が判定できないもの

(4) 氏名のほか他事記載のもの（住所、所属機関、職名、敬称の類は、この限りでない。）

(5) 白票

(投票の集計等)

第17 管理委員会は、投票総数を集計し、投票人総数と照合しなければならない。

2 管理委員会は、投票用紙を点検し、意向調査実施結果報告書（様式第4号）を作成し、

学長選考会議に報告するとともに、五十音順に公表するものとする。

(解釈)

第18 この要項の解釈について疑義が生じたときは、学長選考会議が決定する。

附 則

この要項は、平成27年3月4日から実施する。

別表（第8第1項関係）

意向調査投票資格者

区 分	有資格者職名等（ただし、非常勤を除く。）
教育職員	教授，准教授，講師，助教，助手
一般職員	事務局長，部長，次長，課長，事務長，監査室長，副課長，副事務長，専門職，係長，技術専門員，技術専門職員
医療系職員	部長，副部長，看護師長，副看護師長，技師長，副技師長，療法士長，技士長，係長

様式第1号（第11関係）

名簿番号

国立大学法人佐賀大学学長候補適任者意向調査入場券

国立大学法
人佐賀大学
印

所 属
氏 名

投票日時	年 月 日 時から 時まで
投票場所	

注意

- 1 当日は、必ずこの券を持参し、受付に提出してください。
- 2 投票用紙は、当日投票所において交付します。

様式第2号（第12関係）

国立大学法人佐賀大学学長候補適任者意向調査投票用紙

記号欄			
候補者氏名（五十音順）			

投票上の注意

- 一 候補者として適任であると思う者一人について、記号欄に○の記号を記載すること。
- 二 次に掲げるものは、無効とする。
 - イ 無記載のもの
 - ロ 複数の者について○の記号を記載したもの
 - ハ ○の記号以外で記載したもの

国立大学法人
佐賀大学 印

様式第3号（第14第2項関係）

不在者投票申出書

年 月 日

意向調査管理委員会委員長 様

所 属
氏 名

印

下記の理由により、不在者投票を申し出ます。

記

（理 由）

委員長又は委員承認	投票用紙交付	投票受付
月 日	月 日	月 日

（注）電子メールにより不在者投票申出書を提出する場合は、押印は不要とする。

様式第3号の2（第14第6項関係）

不在者投票用封筒

外封筒

内封筒

(表)

(裏)

佐賀大学
学長候補適任者
意向調査
不在者投票

所属

投票者氏名

投票年月日

年 月 日

国立大学法人佐賀大学
印



様式第3号の3（第14第7項関係）

不在者投票投票所変更申出書

年 月 日

意向調査管理委員会委員長 様

所属
氏名

印

下記理由により、不在者投票の投票所の変更を申し出ます。

記

1 理由

2 投票所

(1) 本庄地区

(2) 鍋島地区

委員長又は委員承認	投票用紙交付	投票受付
月 日	月 日	月 日

佐賀大学意向調査実施結果報告書

月 日の意向調査の実施結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 意向調査投票資格者 名
- 2 投票者数 名（うち不在者投票者数 名）
- 3 投票開始及び終了 時 分から 時 分まで
- 4 開票開始及び終了 時 分から 時 分まで
- 5 投票総数 票

有効投票	票
無効投票	票

6 得票結果

候補適任者氏名	得票数	備考

年 月 日

意向調査管理委員会委員長

印